

インフルエンザについて

●出席停止の期間の基準

H24.4.1改正

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで

- ・ただし医師が感染の恐れがないと認めた場合はこの限りではない。

※発症した日、解熱した日をそれぞれ「0日目」として数えます。

「発症」とは発熱を目安としています。

●例えば1/5(水)に発熱し、1/8(土)に解熱した場合

- ・発症した日の翌日を1日目として数えます
- ・解熱した日の翌日を1日目として数えます

5(水)	6(木)	7(金)	8(土)	9(日)	10(月)	⇒	11(火)
発症日	1日目	2日目	※3日目	4日目	5日目		6日目に登校できる

●臨時休業

インフルエンザと診断された者が1人以上おり、しかもその学級における欠席率が急速に高くなったとき(15~20%をめやす)または罹患者が急激に多くなったときは、学校医等と相談するとともに、教育委員会に連絡し、時期を逸することなく速やかに臨時休業の措置をとれるようにすること。